

意 見 要 旨

高等裁判所長官
地方裁判所長 会 同
家庭裁判所長

令和5年6月14日、15日開催

協議事項（１日目（６月１４日））

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかとの指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。
- (2) 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

横浜家裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

広島地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

事務的協議事項（2日目（6月15日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

2 組織的に対応すべき事項に関する所長の役割

裁判所の将来を担う世代の裁判官・職員の活力を最大限発揮させる方策

裁判所においては、デジタル化を契機として、事務の合理化、効率化を図り、職員が本来の役割・職務に注力して専門性を活かすことのできる事務処理態勢を構築して、より活力のある組織作りを目指す様々な取組をすすめているところ、システム開発の場面はもとより、それ以外の場面においても、将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用することが重要であると考えられるが、現状はどうか。仮に将来を担っていく世代の裁判官や職員の意見を十分に活用できていない実情があるとするれば、その背景・原因としてどのようなことが考えられるか。

これらの背景や原因を解消するために考えられる取組として、どのようなことが考えられるか。その際、所長や上級庁が果たすべき役割は何か。

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- (1) これまで、裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための方策として、部の機能の活性化について取組が進められるとともに、各分野において審理運営の改善に向けた取組が継続的に行われてきた。他方で、実務を担う裁判官の中にはこれらの取組の効果を実感することができず、事件処理に負担を感じている者もいるのではないかとの指摘もある。各分野において裁判官が事件処理に負担を感じる状況にあるか、その内実・程度・原因をどのように分析するか。これまで裁判所全体で行われてきた部の機能の活性化の取組や各分野における審理運営改善に向けた取組は、日々の事件処理に負担を感じる状況の改善、あるいは取組自体に向けられた労力や負担といった観点からどのように評価すべきか。
- (2) 事件処理に負担を感じる状況を改善するために、部、各庁及び裁判所全体で取り組むべきものとしてそれぞれどのようなものが考えられるか。

(横浜家裁)

1 事件処理の負担感について

現場の裁判官を見ていると、平日夜遅くまで居残り、休日出勤をし、又は持ち帰り仕事をしている人が多数いる。これは、俗に多忙とされる大規模庁だけではなく、中小規模庁や支部にも当てはまる。この状況を負担と感ずるかどうかはその人の価値観や仕事に向き合う姿勢（例えば、ある程度の居残りや持ち帰りは実力をつけるためにやむを得ないと思うか、平日の昼間に脇目も振らずに仕事をして片付かない量の仕事をさせられるのはおかしいと思うか等）にもよるので、一概には言えないが、事件処理に追われて時間的又は精神的に余裕がないという意味での負担感を有している裁判官が相当数いることは間違いない。それが繁忙感にとどまるか疲弊感や焦燥感にまで増悪しているかは、これまた人によると思われる。

2 負担感の原因及びその改善策について

事件処理に追われるということは、単純化すれば、事件処理に要する時間がそれに費やせる時間を上回るキャパオーバーの状態に陥っていることを意味するから、その原因は、事件処理に要する時間が長い（長くなっている）か、それに費やせる時間が少ない（減っている）か、その両方かであり、この状態を改善するには、前者を短縮するとともに後者を増やすしかない。

なお、事件処理に要する時間は、担当する事件の量及び質と担当裁判官の能力によるところが大きいが、事件の量及び質は裁判官の配置及び事務分配によるほかは外来的な要因であり、裁判官の能力は自己研さんや成長支援により向上を図るべきものである。

3 これまでの「取組」と称するものの功罪について

上記2の観点から部の機能の活性化「の取組」や審理運営改善「に向けた取組」を見ると、裁判の質を高めることに主眼が置かれていたこともあってか、事件処理に要する時間の短縮効果をもたらす側面は小さく、会議のための会議が増えたことを含め、事件処理そのものに費やせる時間を奪う側面がはるかに大きいから、少なくとも現状では、これらは事件処理の負担感の改善に資するものではなくむしろその逆であると評することになる。

もとより、これらは上記の観点だけから評価すべきものではなく、例えば審理運営改善に向けた弁護士会との意見交換のように、たとえ多くの時間をとられるとしても十分にその存在意義を見いだせるものもあることは言うまでもない。

しかし、これらに限らず、これまでの「取組」と称するものには、取組と称すべきではないものを「取組」と称しているという問題があり、これによる弊害が大きい。

達成すべき明確な目標があり、達成すべき期限を設定し得るもので、達成したか否か（すなわち取組が成功したか否か）を判定し得るものであれば、取組と銘打つにふさわしく、進捗状況に応じて期限の延長等の軌道修正が可能であ

るし、途中で困難等に直面しても目標を達成するまでの辛抱であるなどとしてモチベーションを維持することができるし、目標を達成すれば（あるいはその達成を断念すれば）取組は終了するから取組が続いているかどうかで迷うこともない。

しかし、これまでの「取組」と称するものは、その趣旨や目的の説明では「あるべき姿」「実現すべき審理の在り方」といった正解がどこかに一つだけあるかのようなフレーズが並ぶものの、それ自体が抽象的かつ概括的すぎて達成目標が判然とせず、達成したか否かの判定のしようもなく、期限の定めもない。そもそも、裁判官の仕事はより良い裁判の実現であり、そのための努力や創意工夫は日常的かつ永続的な営みでなければならないから、これを「取組」と称して働き掛けること自体にも疑問がある。にもかかわらず、これを「取組」と称したことにより、あたかも日常的な営みとは別に何かをしなければならぬのではないかといったプレッシャーを現場の裁判官に与え、そうした誤解を招き、その何かを行うこと自体が目的化し、効果に疑問を感じながらも続けることでやらされ感が増す一方で内容は形骸化し、ためにする会議等が増え（長官所長会同でも、一時期、各庁が実施している会議等を紹介しあう発言が多く出され、会議等を実施すること自体が「取組」を進めていることであると誤解しているのではないかという疑問を感じたことが想起される。）、多くの裁判官に徒労感を抱かせる結果となっている。部総括クラスの優秀な裁判官が「やれることは全部やっているのに、これ以上、一体何をやれというのか。」とこぼすのを聞いたことがあるが、この発言が現状を端的に物語っている。

また、「取組」と称するものは数が多すぎ、「取組」相互の関係も必ずしも明確ではなく、現在進行形かどうか分からなくなっているものや開始時の目的があやふやになっているものもあるように思われる。

加えて、「取組」と称するものは、能力や経験値に差異があることを捨象して全ての裁判官に同じ内容を求めており、理想を追求する姿としては美しいが、現実的にはその働き掛けに応えることができる裁判官がどれだけいるのかとい

う問題をも内包している。このことは、デジタル化を含む組織課題等に関して、とても目を通しきれない（まして読み込むことなどできない）大量の資料が配布され、実際には読んで（読めて）いないのにあたかも読んだことを前提とする議論が各地で行われている状況とどこか似ている。

4 負担感を改善するための仕掛け（「取組」ではない。）について

上記3を踏まえると、まずは、多くの裁判官が無用なプレッシャーを感じることなく、時間的な余裕がない場合には最も重要な仕事である事件処理に専念することができるように、「取組」と称するものを真に必要なものだけに整理廃合するとともに、残すべきものについても、理想像を追求するだけでなく、向上心に欠ける現状維持バイアスを容認するものではないことを明らかにしつつ、現実的に多くの裁判官が受け入れやすいものとすべきである。

そして、事件処理に要する時間を短縮するために、少しでも楽な方法（合理的と言うと硬いので楽と言いたい。）を模索することは、決して手抜きではなく、むしろリソースに限りがある中で全体としてのパフォーマンスを最大化するために必須の手段として推奨されることを再確認した上で、効率化や省力化によって個々の事件処理の時間短縮を図ると同時に、事件の軽重や難易度に応じてメリハリをつけるなどして事件処理全体の時間短縮を図ることを促すべきである。例えば、中小規模庁では管内の裁判官が事件処理に当たっての疑問点を一人で抱え込まずにいつでも聞けるようにする工夫（メーリングリストや相談窓口の整備等）が行われているが、このように質問や相談のチャンネルを増やすことは調査の労力の省力化に有効であろう（もっとも、心理的安全性が保たれている環境下にあってもなぜか人に聞くことができない、聞こうとしない裁判官がおり、これはまた別の難題である。）。

また、事件処理に費やせる時間を増やすためには、仕事以外の時間を犠牲にして仕事に回すという選択肢が採り得ないとすれば、仕事全体の中でメリハリをつける（事件処理そのものをそれ以外の仕事よりも優先する）しかないから、事件処理に手一杯の裁判官がいる場合には、事件処理を優先しやすいような雰

囲気作りを意識的にすべきである。多くの裁判官は、事件処理そのものを優先して会議等に出席しなかったとしても、より良い裁判のための努力や創意工夫を放棄しているわけではなく、効率化や省力化に直結するような審理運営上の工夫等への関心は高いはずであるから、会議等の成果物としての工夫例をできるだけ多く蓄積・共有し、いいところ取りを推奨しておけば、自分に合いそうなもの、しっくりきたもの、手間をかけずにできそうなものから少しずつでも採用して実践することが十分に期待され、やらされ感が強かったこれまでよりも、かえって現実的な対応が促され、事件処理の迅速化ひいては負担感の改善につながるのではないかとも思われる。

第1 論点事項(1)について

1 事件処理の負担（感）の現状

民事事件は、新受件数が横ばいないし減少傾向である。未済件数は、ここ一、二年、減少傾向を示しつつあるが、平均審理期間については高止まりの状況にある。単独事件を多数抱える右陪席裁判官は、日中のほとんどの時間を期日等に費やし、起案や準備は平日夜遅くや週末に行っている者も多い。各種取組自体への対応でも時間が圧迫されている。刑事事件は、ここ数年新受件数は横ばいであり、裁判員裁判の件数は決して多くないが、昨年度は長期未済事件が相次いで終結したこともあり、繁忙度は高かった。重大著名な刑事事件は心理的負担が重い。準抗告事件が増加し、休日対応が恒常的になるなど、単身赴任者には負荷がかかる状況にある。ワークライフバランスに関する意識の変化、働き方改革の進展など社会の変化もあり、若手裁判官の意識や感覚は、ベテラン世代とはかなり異なり、深夜残業や休日出勤を当然とする職場文化や執務環境に厳しい目を向けている。

2 審理運営改善の取組

(1) 部の機能の活性化について

部の機能の活性化の意義・目的は、事件処理の質の向上、部全体で事件処理に当たる意識の醸成、部内での議論を通じての陪席裁判官の成長支援、訴訟運営に関する技法とノウハウの伝授・共有が図られることにある。この点は、長官所長会同でも繰り返し議論され、現場にも浸透しており、事件処理の質の向上等に一定の寄与を果たしたといえることができる。他方で、部の機能強化の取組は、必然的に部全体の業務量の増加をもたらす。特に合議強化の観点から、裁判長への事件配点の割合を減らしている庁では、右陪席裁判官の立場から見ると、業務量は更に増大する。付合議や右主任事件の増加等の形だけが先行してしまうと、かえって合議の充実や陪席裁判官の成長支援が十分図られないおそれがある。同取組への受け止めとし

ては、先輩裁判官の助言が得られやすくなるなど、経験の浅い裁判官のスキル向上につながっているとの意見がある一方、必ずしも事件処理能力の向上につながらず、合議メモの作成や進行合議に要する作業の負担だけが増えることになっている場合もあるのではないかと、との意見もある。

(2) 審理運営改善の取組について

民事分野では、当庁では、近年、ITPTを中心に、審理運営に困難が予想される事件を選定し、審理運営の改善策及び書記官事務の改善策を全庁的に共有する「モデル事件の取組」を進めた。また、民事局主催のウェブ会議や司法研修所の研究会等は研究員が参加するほか、多数の裁判官等が傍聴しており、広島高裁管内でウェブ会議による議論も行っている。これら一連の取組により、事件処理への裁判官の姿勢にも変化が見られ、意欲的に審理運営改善に取り組んでいる者もいる。その一方、示された工夫例を実際の事件でうまく使いこなすには至っていない場合もある。その原因として、示された工夫例の目的・効果、あい路、これらを踏まえた代理人への効果的な働き掛けの在り方等について、掘り下げた検討には至っていないことが挙げられる。繁忙な中で新たな実践をすることを躊躇したり、上訴審の反応を気にして二の足を踏んだり、実践したとしても、例えば口頭議論を漫然と行ったり、一覧表の作成自体に必要以上の労力をかけたりするなど、取組の効果が十分得られないまま、業務量が増えることもあるように見受けられる。審理運営改善の取組が、争点中心の合理的、効率的な審理を指向するものであることは、裁判官も抽象的には理解しているが、一方で、紛争の実相を把握する必要があると言われてもいる。争点整理の在り方についての本質にさかのぼった議論がなお必要ではないかと思われる。また、訴訟を合理的、効率的に進行させるには、当事者の理解と協力が不可欠である。裁判員裁判のように、法曹三者が一丸となって審理運営改善に取り組む機運が生じにくく、理解と協力を得ることが難しい面もあるが、この点は弁護士会との議論を粘り強く進める必要性は高い。

刑事分野では、裁判員裁判の実質的協働や公判前整理手続の長期化への対応が大きな課題である。当庁では、司法研修所の実務研究会、連合ブロック協議会、高裁や管内他地裁との研究会等を通じ、これら課題への検討を進めるほか、刑事裁判の迅速化P Tを立ち上げ、迅速化を含む審理運営改善の課題につき議論している。刑事分野では、裁判員裁判の在り方をめぐり、刑事裁判の本質にさかのぼった議論が積み重ねられており、裁判の質の向上につながっている。一方、裁判員裁判の運用は良くも悪くも安定期に入っており、実質的協働の議論はややマンネリ化傾向が見られる。公判前整理手続の迅速化については、議論すべきことはほぼ出尽くしているが、現実の裁判において、争点中心の審理が徹底されているかについては、注意を払う必要がある。裁判員非対象事件については、課題を十分共有できていないように思われる。

第2 論点事項(2)について

個々の裁判官が、日々の事件処理における審理運営改善の必要性をよく理解し、主体的、自主的に改善を図るような機運を醸成することが大事である。近時、民事判決書の在り方について、現場の裁判官から提言がされ、勉強会や検討会の機運が各地に広がっていることは望ましい傾向である。審理運営改善の取組は、日々の事件処理で生かされて初めて意味があり、そのことにより、PDCAサイクルも確立する。陪席裁判官の単独事件も含めた審理運営改善の取組を部全体で進めることは、部の機能の活性化の意義、目的に沿うものである。陪席裁判官の負担にも配慮しつつ、審理運営改善の実践を部全体で行うことの重要性について認識共有することが必要である。民事であれ、刑事であれ、ベテラン・中堅裁判官も、自らのやり方に凝り固まることなく、若手裁判官の自由な発想を含めた他者の考え方を柔軟に採り入れることを心掛けるとともに、若手裁判官も、運用の背景にある理念や歴史的経緯を学ぶことを意識し、ベテラン・中堅裁判官と率直な意見交換を行い、争点中心の迅速、適正な審理の実現に向けた認識の共有に努めるべきであろう。民事、刑事、家裁の分野を超え

た形で意見交換を行うことも、各分野を通底する課題を裁判官が感じ取り、課題解決のヒントを得るという意味で効果的であろう（この意味で、昨年司法研修所で実施された各分野横断的な迅速化に関する研究会は有意義であった。）。

所長は、部の機能の活性化の意義・目的や審理運営改善の取組との関係などを分かりやすく伝えるとともに、情報を適切に提供したり、議論の場を設定したりするなどして、裁判官が主体的、自主的に取組を行う雰囲気作りの醸成に努めるべきであろう。そして、各取組が、その目的達成のために真に合理的、効果的なものであるか目配りし、適切なスクラップビルドを行うことも重要である。若手裁判官の悩みについては、部総括等から報告を受け、直接懇談する機会を設けるなどして実情を把握し、所長として、あるいは先輩裁判官としてその悩みについて相談に乗るなど、きめ細かく対応すべきである。

上訴審とは、審理判決の問題点を単に指摘されて終わるのではなく、どう訴訟を進行させるべきかを考える課題解決指向型の意見交換が有益である。広島高地裁懇談会は、民事既済記録を利用して審理の分岐点を抽出し、進行の在り方を追体験する形で議論を進めており、良い取組だと考える。

事務総局及び司法研修所におかれては、協議会や研究会の進め方を一層合理的、効果的なものにしていただくとともに、参加する裁判官の意見や感想も踏まえ、運用に反映していただきたい。